

転勤して、新しい勤務先で特別徴収を引き継ぐ場合

に係る給与所得者異動届出書

9月で退職して、
10月から新しい勤務先で特別徴収する場合

新しい勤務先で特別徴収を開始する月
(10月)とその月割額を記載します。

左記の一括徴収した税額は、
 月分(翌月10日納入期限分)で
 納入します。

※市町村記入欄

【提出先】 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 春日部市役所 市民税課 個人住民税担当